年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

第四十八条の十一の六

第八条の十六の二

法人税法

第五項の適格合併」と、「第五十三条第五項の規定」とあるのは「第三百二十一条の八第五項の規定」と読み替えるものとする。

地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の十六の二

読替え後の法人税法

6　四年新法第三百二十一条の八第七項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の九（次項又は第八項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「第八条の十六の五」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第六項の規定により読み替えられた第八条の十六の五」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」とする。

7　施行日前事業年度において生じた欠損金額（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象合併等前欠損調整額（四年新法第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額をいう。次項において同じ。）についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第三百二十一条の八第七項	同条第六項又は同法	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた法人税法（以下この項において「読替え後の法人税法」という。）第五十七条第六項又は法人税法
		、同法	、読替え後の法人税法
		（この項	（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。）附則第五条第七項の規定により読み替えられたこの項
		ついて同法	ついて読替え後の法人税法
	次項		地方税法施行令改正令附則第五条第七項の規定により読み替えられた次項
	第三百二十一条の八第八項	、前項	、地方税法施行令改正令附則第五条第七項の規定により読み替えられた前項
	第三百二十一条の八第十項	第八項	地方税法施行令改正令附則第五条第七項の規定により読み替えられた第八項

新令

第四十八条の十一の七	第八条の十六の三の	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条から第四十八条の十一の九まで及び第四十八条の十一の十一において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第七項の規定により読み替えられた第八条の十六の三の	
	において、	において、地方税法施行令改正令附則第三条第七項の規定により読み替えられた	
第四十八条の十一の八	第八条の十六の四	地方税法施行令改正令附則第三条第七項の規定により読み替えられた第八条の十六の四	
第四十八条の十一の九	第八条の十六の五	地方税法施行令改正令附則第三条第七項の規定により読み替えられた第八条の十六の五	
	開始した事業年度	開始した事業年度又は連結事業年度	
	事業年度（当該	事業年度又は連結事業年度（当該	
	で同項	で地方税法施行令改正令附則第五条第七項の規定により読み替えられた法（第四十八条の十一の十一において「読替え後の法」という。）第三百二十一条の八第七項	
	の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。	の日	
	及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。	について準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第七項の規定により読み替えられた第八条の十六の五中「第五十三条第七項の適格合併」とあるのは「第三百二十一条の八第七項の適格合併」と、「第五十三条第七項の規定」とあるのは「第三百二十一条の八第七項の規定」と読み替えるものとする。	
第四十八条の十一の十一	第八条の十六の七	地方税法施行令改正令附則第三条第七項の規定により読み替えられた第八条の十六の七	
	法人について	法人について読替え後の法	